訪問介護サービス 重要事項説明書

株式会社クオレ ヘルパーステーションクオレ歌島橋

なまえ様が利用しようと考えている指定訪問介護サービスについて、

契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、 わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第26号)」に基づき、指定訪問介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社クオレ
代表者氏名	代表取締役 辻本 厚生
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	大阪市西淀川区福町二丁目 3 番 15 号 TEL:06-6474-1950
法人設立年月日	平成9年4月1日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
事業所名称	ヘルパーステーションクオレ歌島橋					
介護保険指定事業者番号	大阪市指定(指定事業所番号 2779102561)					
事業所所在地	大阪市西淀川区千舟二丁目2番11号					
連絡先	TEL: 06-6304-3520 FAX: 06-6829-6160					
相談担当者名	所長 - 橋本 - 正恵					
事業所の通常の	大阪市淀川区、大阪市西淀川区、大阪市福島区、大阪市東淀川区					
事業の実施地域	入败印龙川区、入败印色龙川区、入败印油岛区、入败印米龙川区 					

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社クオレが設置するヘルパーステーションクオレ歌島橋(以下、
	「事業所」という)において、実施する指定訪問介護事業(以下、「事業」
	という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関
	する事項を定めることにより、指定訪問介護の円滑な運営を図るととも
	に、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定
	訪問介護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	1. 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、
	その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう
	に配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものと
	する。
	2. 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができ
	るよう努めるものとする。
	3. 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化
	の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用
	者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
	4. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援
	事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医
	療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるもの
	とする。
	5. 前4項のほか、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及
	び運営に関する基準等を定める条例(平成25年3月4日大阪市条
	例第26号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月 ~ 土曜日 (祝日も含む) ※日曜及び12月31日、1月1日、2日、3日休み
営	業時	間	午前9時~午後5時

(4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月 ~ 日曜日
サービス提供時間	24 時間

(5) 事業所の職員体制

管 理 者 所長 橋本 正恵

職種	職務内容	人員数
管理者	1. 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。2. 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
サービス提供責任者	 指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整を行います。 訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ます。 利用者へ訪問介護計画を交付します。 指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。 	常 勤 3名 内管理者兼務 1名
訪問介護員	 訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービスを提供します。 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。 	非常勤 13名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 1名

- (6) 第三者評価の実施状況 事業所の第三者評価は、受審していない。
- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1)提供するサービスの内容について

+	ナービス区分と種類	サービスの内容				
訪問	介護計画の作成	利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画 (ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセ スメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を 定めた訪問介護計画を作成します。				
	食事介助	食事の介助を行います。				
	入浴介助	入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪など を行います。				
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。				
身体介	特段の専門的配慮 をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食(腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く))の調理を行います。				
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。				
護	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。				
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。				
	移動·移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。				
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。				
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。				

身体介護	自立生活を受ける を受ける を対して を動り を動り を動り を動り を動り を動り を の助 の助 の り り り り り り り り り り り り り り り り	○ (いきなどの) でののでは、いまなどのであります。 ○ では、いっとのでは、いうと、いうと、いうと、いうと、いうと、いうと、いうと、いうと、いうと、いうと
		品物を選べるよう援助します。
н	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
生活援助	調理	利用者の食事の用意を行います。
援	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
旫	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	707E	TIME OF STAR STOPPING

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行 為

(3)提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

	O JACON O TO THE THIRD THE CONTROL OF THE CONTROL O								
.	サービス提供時間数			20 分以上 30 分未満 (単位数 244)		30 分以上 1 時間未満 (単位数 387)		1 時間以上 1 時間 30 分未満 (以降 3 0 分増すごとに) (単位数 567+82)	
区分	サービス提供	利用料	利用者負担額(1割)	利用料	利用者 負担額 (1割)	利用料	利用者 負担額 (1割)	利用料	利用者負 担額 (1 割)
	昼間 (午前8時 ~ 午後6時)	2, 435円	244 円	3, 647円	365 円	5, 793 円	580円	8, 495 州こ (1, 223 円を 加算)	850 州こ (123 州を 加算)
身体介護	早朝 (午前6時 ~ 前8時) 夜間 (午後6時 午後10時)	3, 046 円	305 円	4, 570 円	457 円	7, 239 円	724 ∄	10, 619 州こ (1, 534 円を 加算)	1,062 州こ (154 円を 加算)
	深夜 (午後 10 時 ~ 午前 6 時)	3, 669円	367 円	5, 482 円	549 円	8, 695 円	870円	12, 743 円こ (1, 834 円を 加算)	1, 275 円こ (184 円を 加算)

身体介護に引続き生活援助を行った場合

所要時間が 20 分から起算して 25 分を増すごとに、+978 円(利用者負担額 98 円)。但し、2,924 円(利用者負担額 293 円)を限度とする。

生	サービス提供 時間数 サービス 提供 非 間帯			20 分以上 45 分未満 (単位数 179)		45 分以上 (単位数 220)	
生活援助	昼間			2, 679 円	268 用	3, 291 円	330 円
旫	早朝・夜間			3, 347 円	335 円	4, 125 円	413 円
	深夜			4, 025 円	403 円	4, 937 円	494 円

- ※ 上記の金額には、特定事業所加算Ⅱ·介護職員等処遇改善加算Ⅱが含まれています。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び 訪問介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間 数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の 変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。
- ※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員よるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。
- ※ サービス提供責任者に介護職員初任者研修課程修了者(ヘルパー2級課程修了者)を配置する 事業所は、上記金額の70/100となります。
- ※ 当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者 又は当事業所における一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者にサービス提 供を行った場合は、上記金額の 90/100 となります。

また、同一の建物(同一敷地内建物等)のうち当該事業所における一月当たりの利用者が50人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の85/100となります。 当該事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内に所在する建物に居住する者に提供されたものの占める割合が、90%以上である場合は、88/100となります。

注:同一敷地内建物等とは、当該事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地 内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います。

	★2 加 算	利用料	利用者 負担額	算 定 回 数 等
要介	特定事業所加算Ⅱ	所定単位数 の 10%加算	左記の 1割	1回につき
要介護度に	緊急時訪問介護加算	1, 356 円	136 円	1回の要請に対して1回
1 .	初 回 加 算	2, 724 円	273 円	初回のみ
よる区分な	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 尚、利用料、利用者担額にはこの加算を含んだ全額になっています。	所定単位数 の 224/1000	左記の1割	基本サービス費に各種加算減算 を加えた総単位数(所定単位数)

- ※ 特定事業所加算とは、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保、介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。
- ※ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が 介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居 宅サービス計画にない指定訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。
- ※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介 護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員 等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取 組みを行う事業所に認められる加算です。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は区分支給限度基準額の対象外となります。
 - ◎1 単位を 11.12 円として計算しています。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市区町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

- (1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。
 - ① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- 自家用車の洗車・清掃等
- ② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等
- (2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市 区町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、配食サービス等の生活支援サービス、 特定非営利活動法人(NPO法人)などの住民参加型福祉サービス、ボランティアな どの活用のための助言を行います。
- (3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行います。

4 その他の費用について

4 での他の資用に グいて						
	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、移動に要した交通					
	費の実費(公共交通機関等の交通費)を請求いたします。					
① 交通費	それ以外の地域に訪問する場合は、交通費を実費で頂きます。					
	尚、自動車を使用した場合	合は、片道	5km 未満は無料、5km 以上の場合は			
	1km 超えるごとに 100 円カ	口算させてい	いただきます。			
	サービスの利用をキャン	セルされる	場合、キャンセルの連絡をいただい			
	た時間に応じて、下記に	よりキャン	セル料を請求いたします。			
② キャンセル料	サービス利用日の前日午後5時まで		キャンセル料は不要です			
② ヤヤンゼルA4	サービス利用日の前日午後ち	5時以降	予定されていたサービスのご利用			
		2 h/1 82 h4	者様負担の 10 割の全額			
	尚、キャンセル料は公的介護保険の対象外となりますのでご注意下さい。					
※ただし、利用者様の	の病状の急変や急な入院等	の場合には	はキャンセル料は請求いたしません。			
② 经加事体の主义	にに必ら悪田	1部につき	き 1,000 円 (税抜き)の利用者負担			
③ 領収書等の再発	けに作り負用	となります。				
④ サービス提供に	当り必要となる利用者の	TIET 本のDIA 年間 しかります				
居宅で使用する電気	、ガス、水道の費用	利用有の	別途負担となります。			
⑤ 通院・外出介助に 通機関等の交通費	おけるヘルパーの公共交	実費を請	求いたします。			

連機関寺の父連貨	
5 利用料、利用者負担額(介語	護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について
① 利用料、利用者負担額	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその
(介護保険を適用する	他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの
場合)、その他の費用の	合計金額により請求いたします。
請求方法等	イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15日
	までに利用者あてにお届け又は郵送致します。
② 利用料、利用者負担額	ア内容を照合のうえ、請求月 25 日までに、下記のいずれかの
(介護保険を適用する	方法によりお支払い下さい。
場合)、その他の費用の	(ア)自動振替 (ご利用口座への入金は前日までにお願いし
支払い方法等	ます。)
	<ゆうちょ銀行をご利用の場合>
	・手数料はかかりません。
	・振替日は 25 日です。 <ゆうちょ銀行以外の金融機関をご利用の場合>
	へゆうらよ戯行以外の金融機関をこ利用の場合> ・手数料は利用者様負担となります。(165円/回)
	・振替日は 28 日です。
	(イ) 振込
	<ゆうちょ銀行をご利用の場合>
	・当社指定の振込用紙をご利用下さい。手数料は利用者様負担となりま
	す。
	<ゆうちょ銀行以外の金融機関をご利用の場合> ・手数料は利用者様負担となります。
	(手数料は金融機関により異なります。)
	(ウ)現金支払い
	イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によら
	ず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお
	願いします。
	(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)
	※なお、上記指定日に支払いの確認が取れなかった場合、
	手数料は利用者様負担となります。

- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督 促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払 い分をお支払いいただくことがあります。
- 6 サービスの利用についての注意事項及び相談窓口
- (1) サービスの提供に当たっては、事業所が選任した訪問介護員がサービスを行います。 利用者や家族が訪問介護員を指名することはできません。
- (2) 訪問介護員の交代を希望する場合には、その理由を明らかにして、交代を申し出ることができます。担当する訪問介護員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。
- (3) 事業所の人員体制等により、訪問介護員を交代することがあります。その場合、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮いたします。

利用者のご事情により、担当する訪問介護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。

ア 相談担当者氏名 橋本 正恵

イ 連絡先電話番号 06-6476-5086

同 ファックス番号 06-6476-5087

れる場合は、右のご相談担当者 ウ 受付日及び受付時間 月~土曜日 (祝日も含む)

(日曜日及び 12/31~1/3 休み)

午前9時~午後5時

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、 要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者 の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画 (ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が 行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行 います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

所長 橋本 正恵

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居 人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町 村に通報します。

9 身体拘束の禁止

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体 に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保

10 秘密の保持と個人情報の保護について

護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・ 介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱い のためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに 努めるものとします。 イ 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」とい う。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及 ① 利用者及びその家族に関する びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らし 秘密の保持について ません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約 が終了した後においても継続します。 エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその 家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び 従業者でなくなった後においても、その秘密を保持す るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

ア	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、
	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を
	用いません。また、利用者の家族の個人情報について
	も、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会
	議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
1	事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含
	まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含
	む。)については、善良な管理者の注意をもって管理

② 個人情報の保護について

し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが

必要な場合は利用者の負担となります。)

11 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に 実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画) を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに 主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

(1) 緊急時の連絡先、及び対応の手順

① 緊急時の連絡先

緊急時等の連絡先は、予め確認させていただきます。サービス提供中に利用者の容体の 急変等があった場合には、次の連絡先及び居宅介護支援事業者等へ連絡します。また、 利用者及び利用者の家族より連絡をいただく場合は、「訪問介護サービスを提供する事 業所」に定める本事業所の連絡先まで連絡をお願いします。

≪主治医≫

医療機関名	
電話番号	
主治医名	
備考	

≪ご家族≫

10 10 1	
お名前	
電話番号	
備考	なし

≪利用者の担当居宅介護支援事業者≫

居宅支援事業者名	
電話番号	
担当ケアマネジャー名	
備考	

② 緊急時等における対応の基本手順

本事業所は、利用者に対し、自ら提供した居宅サービスにおいて、緊急の対応が必要となった場合、医療機関への連絡(119番への通報)、搬送の実施等の必要な措置を講じた後、必要に応じた対応を実施します。また、緊急時にサービスの提供があり、そのサービスが介護保険外のサービスの場合には、利用者より別途負担いただく場合があります。

13 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社

保険名 賠償責任保険

保障の概要 身体の障害、財物の減失、破損もしくは汚損

14 身分証携行義務

訪問介護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

15 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

16 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問介護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の 写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

17 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1	8	指定訪問介護サー	ドス内突の	目積まし	ルこついて
	0	TH M 5/11ロ1 11 5安・ノ	レヘハイ	/ 77 .478 T) *.	ハー フし・し

Ο	このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、	事前にお伺い
	した日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。	

<u>氏 名 </u>

(2) 提供予定の指定訪問介護の内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

(<u></u> /) / (が成りがって		吸(刀吸水 及		一切 ロ /
曜日	訪問時間帯	サービス 区分・種類	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者 負担額
月						
火						
水						
木						
金						
土						
日						
	1週当りの利用料、利用者負担額(見積もり)合計額					

(3) その他の費用

①交通費の有無	無・有 (サービス提供1回当り	円)
②キャンセル料	重要事項説明書4-②記載のとおりです。	
③ サービス提供に当り必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	重要事項説明書4-④記載のとおりです。	
④ 通院・外出介助における訪問介護員等の公 共交通機関等の交通費	実費	

(4) 1 ヵ月当たりのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の費用の合計)の目安

お支払い額の目安	
----------	--

- ※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- ※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ア 提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付ける ための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問 を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - ・管理者は、訪問介護員に事実関係の確認を行う。
 - ・相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
 - ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)

(2) 苦情申立の窓口

(2) 古情中立の念口		
【事業者の窓口】 ヘルパーステーションクオレ歌島橋 担当者 橋本 正恵	所 在 地 電話番号 ファックス番号 受付時間	大阪市西淀川区千舟二丁目 2 番 11 号 06-6304-3520 06-6829-6160 月~土曜日午前 9 時~午後 5 時(祝日営業)
【市町村の窓口】 西淀川区保健福祉課福祉グループ 高齢者支援チーム	所 在 地 電話番号 ファックス番号 受付時間	大阪市西淀川区御幣島一丁目 2 番 10 号 06-6478-9859 06-6478-9989 平日 月~金曜日 午前 9 時~午後 5 時 30 分
【市町村の窓口】 此花区保健福祉センター 介護保険グループ	所 在 地 電話番号 ファックス番号 受付時間	大阪市此花区春日出北一丁目 8 番 4 号 06-64809-9857 06-6327-2840 平日 月~金曜日 午前 9 時~午後 5 時 30 分
【市町村の窓口】 福島区保健福祉センター 介護保険・高齢者福祉グループ	所 在 地 電話番号 ファックス番号 受付時間	大阪市福島区大開一丁目 8 番 1 号 06-6464-9859 06-6462-4854 平日 月~金曜日 午前 9 時~午後 5 時 30 分
【市町村の窓口】 淀川区保健福祉センター 保健福祉・介護保険	所 在 地 電話番号 ファックス番号 受付時間	大阪市淀川区十三東二丁目3番3号 06-6308-9859 06-6885-0537 平日月~金曜日 午前9時~午後5時30分
【市役所の窓口】 大阪市福祉局高齢者施策部介護 保険課(指定・指導グループ)	所 在 地 電話番号 ファックス番号 受付時間	大阪市中央区船場中央三丁目 1 番 7-331 06-6241-6310 06-6241-6608 平日 月~金曜日 午前 9 時~午後 5 時 30 分
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所 在 地電話番号 受付時間	大阪市中央区常盤町一丁目3番8号 中央大通りFNビル 06-6949-5418 平日月〜金曜日 午前9時〜午後5時

20	この重要事項説明書の概要等については、当該事業所の見やすい場所に掲示するとと
	もに、当該事業所のウェブサイト(法人ホームページ等又は情報公表システム上)に
	掲載・公表します。

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	2024 年 月 日
-----------------	------------

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第26号」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	所 在	地	大阪市西淀川区福町二丁目3番15号	
事	法人	名	株式会社 クオレ	
業	代 表 者	名	代表取締役 辻本 厚生	印
者	事 業 所	名	ヘルパーステーションクオレ歌島橋	
	説明者氏	名		ED

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利田子	住	所	じゅうしょ
利用伯	氏	名	印

/ +珊 l	住 所		
10座人	氏	名	印